

一山議員 それでは、通告してありました2点についてお伺いいたします。まず初めに発達障害者支援の拡充とスクールカウンセラーについてお伺いします。自閉症やアスペルガー症候群の人を支える改正発達障害者支援法が成立し、一人ひとりの特性に応じ、学校で個別計画を作成したり、事業主に雇用の確保を求めたりするなど、教育、就労の支援充実が柱で、関係機関が連携し、切れ目ない対応を目指すとしています。支援法は、議員立法で2005年に施行され、改正は約10年ぶりです。発達障害は見た目には分かりにくいですが、他人とのコミュニケーションが苦手といった特性があります。周囲の理解が不十分のために、日常生活で困ることが多く、「社会的障壁」を取り除く必要があります。教育面では発達障害がある子どもが他の子どもと一緒に教育を受けられるように配慮し、学校側が目標や取り組みを定めた個別の計画を作成して、いじめ防止対策や福祉機関との連携も進め就労面では、国や都道府県が働く機会の確保に加え、職場への定着を支援するよう規定しており、事業主に対し、働く人の能力を適切に評価し、特性に応じた雇用管理をするよう求めています。このほか刑事事件などの取り調べや裁判で不利にならないように、意思疎通の手段を確保し、また、都道府県や政令指定都市に関係機関による協議会の設置も盛り込んでいます。支援法は発達障害の早期発見や学校教育、就労などで国や地方自治体の基本的な債務を定めています。そこで現在、発達障害の早期発見や就学前後の一貫した支援を目的とした「5歳児検診」を町内の幼稚園、保育園で実施し注目を集めている自治体（愛知県東郷町）があります。同健診は、年度内に5歳に達する子どもが対象で、まず幼稚園や保育園を通じて保護者が記入した問診票を提出して、問診票を基に支援が必要と思われる子どもについて、臨床心理士や発達障害支援指導者などの発達支援スタッフが園を回って行動観察を実施し、その後、発達検査を行い、子どもの個性などを確認して、必要な支援を保育者や保護者らに提案し、また、就学に向けて早期に小学校との連携も図っていくとしています。担当者によりますと、2015年度の受診者数は、計344人で、このうち約1割の子どもが発達特性が見られ、園生活や入学に際して、支援が必要と判断されたと言われています。こう

した発達特性のある子どもに対し、幼稚園、保育園での支援に加え、就学後の指導も充実するため、全小学校で相談を行いまして、今年度から中学校への相談も予定されていると言っています。また、児童発達支援事業所も開設され、地域で発達障害児を支える仕組みを構築するよう推進しています。そこでお伺いします。本町で発達障害に該当する児童、生徒はいるのでしょうか。これまでどのような対応、取り組みをしてこられたのか、該当者がいるのであれば、児童発達支援事業所のようなところも必要ではないのか見解をお伺いします。また、今後はどのように推進、取り組みをしていかれるか併せてお伺いします。それから、「心のケア」に高い需要ということで、政府は今年度中に全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置する方針で、スクールカウンセラーを配置する学校は、1995年度の制度創設以来、おおむね右肩上がりが増えており、当初は心の病や問題行動を繰り返す子どもをケアするという役割が期待されていましたが、制度の定着とともに多くの子どもが利用するようになり、近年では、校内の人間関係といった身近な悩みの相談も増えており、また、教員や保護者の相談を行うことも多いと言われています。さらに大きな災害や事件が発生し、子ども達の心のケアが必要とされる学校には、集中的にカウンセラーが派遣されることもあると言われています。いまや教育関係者の間では、スクールカウンセラーは学校になくってはならない存在と評価されるまでになっています。近年学校現場では、いじめや不登校、保護者の貧困問題など、課題が複雑化しており、日本の教員は多忙を極めているために、教員の負担を軽減しようと外部の地域人材の協力を得て教育現場を支援する取り組みが進んでいます。文部科学省も「次世代の学校・地域創生プラン」の中でスクールカウンセラーなど、学外の人材を活用して教職員を支援する「チーム学校」を進めていく方針を明記しており、このためスクールカウンセラーに対する需要は、今後も増えていく見通しのようです。ただし、スクールカウンセラーの多くは、非常勤で勤務が不安定な上、十分な人数が確保されていないことから、一人のスクールカウンセラーが複数の学校を掛け持ちしているのが現状で、このため政府は、今後「チーム学校」の取り組みの一貫としてスクールカ

ウンセラーや部活動指導員らを法令上「必要な職員」と位置付け待遇の改善を検討する考えのようですが、本町では、スクールカウンセラーの現状は、どのようになっているのでしょうか。カウンセラーがいないのであれば、今後どのように対応されるのか、今後の取り組みと考えをお伺いします。2点目に地震への対策についてお伺いします。政府の地震調査委員会は、今後予想される地震の揺れの強さや確立をまとめた2016年版「全国地震動予測地図」を公表し、海溝型地震と陸地・沿岸の浅い所で起きる活断層型地震を想定し、南海トラフ地震の発生が近づいていると言われています。今後30年以内に震度6弱以上の揺れが起きる確率は、東海から四国の太平洋側で引き続き上昇し、海溝型と活断層型地震を総合すると、南海トラフ沿いでは、高知73%、徳島71%、静岡68%、津62%などが高くて、南海トラフ地震は、今後30年以内にマグニチュード8から9級の地震発生確率が60から70%と予測されており、影響が圧倒的に大きいと言われています。各地で火山活動による地震も増え、大地震がいつ起こっても不思議ではない昨今です。地震が起きれば家の倒壊や火災で多大な被害が起こります。大地震の際に起こる通電火災や家具転倒による圧死、負傷から生命、財産を守るための対策を十分考えておくことも大事な問題です。火災防止には地震で逃げるときにブレーカーをオフにして逃げればいいのですが、逃げるのに精一杯で余裕がなかったり、外出しているときはそれができません。木造住宅密集地に震度5以上の揺れで自動的に電源を遮断する「感震ブレーカー」を普及させようとする取り組みが今年閣議決定されました。ご存知のように通電火災は、大地震による停電が復旧して、再び電気が通じた際に倒れていた電気ストーブなどの家電や断線した電気コードなどが火元となって起こる火災で、電気機器のスイッチが入ったまま住人が避難してしまうケースが多いため、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも出火原因の多くが通電火災だったと言われています。このブレーカーは、簡易タイプ、コンセットタイプと分電盤タイプがあり、簡易タイプは、3千円程度ですが、既に設置の補助をしている自治体では、設置費用を助成する感震ブレーカーは、分電盤に外付けで接続するタイプで、センサーが震度5強の揺れを感知す

ると自動的に分電盤のブレーカーを作動させ、通電を遮断し、このため電気が復旧しても通電せず、火災を防ぐことができます。ただ、揺れと同時に通電を遮断すると、夜間の場合は、避難に支障を来すことなどが考えられるので、この感震ブレーカーは、揺れを感知しても直ぐに電気を遮断せず、3分間はランプと警報で避難を知らせ、また、3分以内に安全が確認できた場合は、リセットスイッチで作動を止めることもできます。感震ブレーカーの価格は、工事費込みで約3万円で市町村が設置費用の3分の2を補助するので個人負担は1万円ほどで、さらに分電盤の取り替え工事が必要な場合は、その費用も補助対象に含まれていると言われています。本町は、この「感震ブレーカー」設置推進地区に指定されていますが、設置の状況はどうでしょうか。また、周知の徹底や広報での設置推進はできているのでしょうか。設置費用への補助や無料配布に対する考えや対策はどのようになっているのか、また、課題や問題点はあるのか、併せて今後の設置推進への取り組みをお伺いします。それから、大地震の際に起こりうる家具転倒による圧死や負傷から町民の生命・財産を守るために家具転倒防止対策事業として、高齢者のいる世帯、障害者手帳所持者がいる世帯、中学生以下の児童、生徒がいる世帯に対して家具が地震で倒れないように器具で固定をする作業費用や固定器具の費用に補助を出している自治体もあるようですが、本町での現状と見解、また、対策をお伺いします。

杣富議長 福井町長。

福井町長 ご質問のうち、学校における発達障害者支援とスクールカウンセラーについては、教育長の方からお答えいたしますので、私は、地震への対応について、感震ブレーカーと家具転倒防止対策についてお答えします。議員ご指摘のとおり、本町は、感震ブレーカー設置推進地区に指定されていますが、具体的には、重点市街地密集地区の、旧東部保育所の東側地区と、宮田避難広場の南側の地区が感震ブレーカー設置優先地域とされています。感震ブレーカーの周知徹底や広報などでの設置の推進は、内閣府の設置優先地域の公表が、平成28年3月18日であり、現時点では、役場窓口での啓発チラシを設置しているだけで、まだ十分な周知徹底は実施できていません。つぎに、感震ブレーカーの設置に係る補助等については、現在、家具転倒防止対策事業も検討中であり、これと合わ

せて、検討してまいりたいと考えています。今後の推進についての課題については、補助制度を創設しても、手続きが煩雑で申請されないことが想定されることから、多くの方が利用していただけるような制度設計にすること、また、家具転倒防止事業と並行して実施する場合、対象地区を内閣府から指定されている地域のみとするのか、町内全域を対象とするのか等の検討が必要であると考えています。つぎに、家具転倒防止にかかる補助についてですが、地震発生時に家具等の転倒から身を守り、その後に予想される津波から逃げるために、家具の転倒防止は重要であると考えています。現在、牟岐町では家具転倒防止対策事業の創設を考えており、申請方法、補助対象、補助率、工事実施方法等の内容を具体的に検討中であり、早期の補助制度創設に努めたいと考えています。

枅富議長 峯野教育長。

峯野教育長 私からは、一山議員の発達障害者支援とスクールカウンセラーについてお答えします。まず、本町での発達障害に該当する児童・生徒についてですが、発達障害の診断を受けた児童・生徒については把握できていますが、障害の可能性のある子どもであっても医療機関で受診していないケースや幼児期の受診のため障害として診断が難しい事案もあることから、教育委員会として、正確な人数を把握できていないのが実状です。これまでの対応や取り組みにつきましては、特別支援教育の充実を本町の保・小・中一貫教育の柱の1つとして位置付け、保護者・関係諸機関との連携を図りながら、さまざまな取り組みを行っています。各学校では、発達障害も含め障害のある児童・生徒の個別指導計画を作成し、学習内容や交流活動を促進とするなど、自立や社会参加に向け、支援の改善を図っています。また、特別支援コーディネーターを選任し、コーディネーターが中心となって、校内委員会やケース会議などで、児童・生徒の状態やニーズの把握、支援の方法などについて、全教職員の共通理解を図っています。児童発達支援事務所につきましては、開設していませんが、本町では、学校、保育園、町福祉・健康所管課、県発達障害者総合支援センター、病院など、医療、福祉、労働、教育等の関係部局や機関からなる「特別支援連携協議会」を設置しており、発達障害を含めた支援を要する子どもに

対する支援体制の整備・促進を図っています。今後につきましても関係機関が一体となり事業を行うことができる協力体制の一層の強化や児童・生徒の発達段階やニーズに応じた支援の向上に向けた取り組みを進めてまいります。つきにスクールカウンセラーの現状ですが、現在、県配備のスクールカウンセラーが1名、小・中学校に配置されており、児童・生徒や保護者を対象にして、相談業務を行っています。配置時間については、本年度は、1回あたり4時間で、年間140時間の相談にあたることになっています。昨年度の実績報告では、小学校で100件、中学校では137件の相談がありました。相談内容につきましても、いじめをはじめ友人関係の問題や発達障害、家庭の問題など多岐にわたっており、児童生徒や保護者、教員への支援という点におきましても、有効に活用されています。

杣富議長 一山議員。

一山議員 発達障害を持つ子どもは、心身ともにデリケートです。それだけに十分配慮していただきながら、指導・支援をしていただきたいと思います。また、スクールカウンセラーにつきましても、必要で大事な位置付けになってきていますので、十分協議をしながら進めていってほしいと思います。感震ブレイカーや家具の転倒防止への補助につきましても、住民の生命、財産を守るために十分検討していただき、制度の知らない人もいるわけで、周知徹底の配慮も重合していただきたいと思いますので、今後とも周知徹底ということを十分に住民の方にお知らせしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。